

## ■ 4条1項11号

不服 2024-002139

### <本願商標>

「カイ日本語スクール」(標準文字)

**第16類**「書籍，教育用書籍，DVD付きの書籍，印刷された教材，辞典，辞書，絵本，英会話の教本，語学教育用印刷物，雑誌，印刷物，紙類，文房具類，衛生手ふき，紙製タオル，紙製テーブルナプキン，紙製手ふき，紙製ハンカチ，カレンダー」

**第41類**「語学の教授，通訳・翻訳に関する知識の教授，語学教育をする者の養成教育，その他の知識の教授，語学・通訳・翻訳に関するセミナー・会議・講習会・研修会・研究会・シンポジウム・イベント・講演会・演説会・討論会の企画・運営又は開催，電子出版物の提供，書籍の制作，インターネットを利用して行う映像の提供，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），通信ネットワークを利用した音声・音楽・静止画・動画の提供（ダウンロードされるものを除く。），興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。），教育研修のための施設の提供，通訳，翻訳，出版物のレイアウト（広告物を除く。），会員制による教育の提供，文化又は教育のための展示会の企画・運営」

### <結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標1：「K A I」(標準文字)

**第42類**「通訳，翻訳，著作権の利用に関する契約の代理又は媒介，電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープその他の周辺機器を含む。）の貸与」

引用商標2：「K A I」(標準文字)

**第41類**「語学の教授，通訳・翻訳に関する知識の教授，その他の知識の教授，語学・通訳・翻訳に関するセミナー・会議・講習会・研修会・研究会・シンポジウム・イベント・

講演会・演説会・討論会の企画・運営又は開催，電子出版物の提供，書籍の制作，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），通信ネットワークを利用した音声・音楽・静止画・動画の提供（ダウンロードされるものを除く。）」

# KAI

引用商標 3 :

第16類「家庭用プラスチック製食品保存用袋，厚紙製ケーキボックス，紙製又はプラスチック製の包装用袋，事務用又は家庭用ののり及び接着剤，封ろう，印刷用インテル，活字，あて名印刷機，印字用インクリボン，自動印紙貼り付け機，事務用電動式ステープラ，事務用封かん機，消印機，製図用具，タイプライター，チェックライター，謄写版，凸版複写機，文書細断機，郵便料金計器，輪転謄写機，マーキング用孔開型板，装飾塗工用ブラシ，紙製包装用容器，家庭用食品包装フィルム，紙製ごみ収集用袋，プラスチック製ごみ収集用袋，型紙，裁縫用チャコ，紙製のぼり，紙製旗，衛生手ふき，紙製タオル，紙製テーブルナブキン，紙製手ふき，紙製ハンカチ，荷札，印刷したくじ（「おもちゃ」を除く。），紙類，文房具類，印刷物，書画，写真，写真立て」他、15区分

## <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

### (1) 本願商標について

本願商標は、「カイ日本語スクール」の文字を標準文字で表してなるところ、本願商標は、片仮名と漢字の差異はあるものの、構成各文字が同じ大きさをもって間隔なく表されており、全体として外観上まとまりよく一体的に表されているものである。

そして、本願商標の構成中「カイ」の文字は、我が国における一般的な辞書に載録がなく、「日本語」の文字は「日本列島において話される主要な言語」（「広辞苑 第七版」岩波書店）の意味を、「スクール」の文字は「学校」（前掲書）の意味を有する語であるが、構成文字全体としては、具体的な意味合いまでは想起できないものの、何らかの学校の名称を表してなるとの印象を与える。

また、本願商標の構成中、語尾の「日本語スクール」の文字部分は「日本語に関する学校」ほどの意味合いを暗に認識させるとしても、その他の構成文字と結合した構成全体としては、上記のとおり、何らかの学校の名称を表してなるとの印象を与えるものである。

そうすると、前記のとおり、まとまりよく一体的に表された本願商標の構成から、本願商標が、殊更、「日本語スクール」の文字部分を捨象し、「カイ」の文字部分のみをもって取引に資されるものと認めることはできず、本願商標に接する需要者は、本願商標を一体不可分のものと認識、理解するとみるのが相当であるから、本願商標は、その構成文字に相応して「カイニホンゴスクール」の称呼が生じ、構成文字全体として特定の観念を生じないものである。

#### (2) 引用商標について

引用商標は、・・・、いずれも「K A I」の文字を標準文字で表してなるか、横書きしてなるところ、当該文字は、我が国における一般的な辞書に載録がない語であり、いずれもその構成文字に相応して、「カイ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

#### (3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、全体の構成態様及び構成文字等において明確に区別できるものである。

また、称呼においては、本願商標から生じる「カイニホンゴスクール」の称呼と、引用商標から生じる「カイ」の称呼は、構成音及び音数に明らかな差異があるため、両商標は、称呼上、明瞭に聴別できるものである。

さらに、観念においては、いずれも特定の観念は生じないから、比較できない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において相紛れるおそれがないものであるから、これらの外観、観念及び称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきものである。

#### (4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、引用商標に係る指定商品及び指定役務と同一又は類似する商品及び役務について使用するものであるとしても、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

## 弁理士コメント

本願商標「**カイ日本語スクール**」と引用各商標「**K A I**」は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において相紛れるおそれがないものであるから、これらの外観、観念及び称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきものである、と判断されました。

本願の指定役務には、「語学の教授」や「通訳・翻訳に関する知識の教授」等が含まれていることから、一見すると、本願商標を構成する「日本語スクール」の文字は識別力が弱いと考えられそうです。実際に、審査段階ではこのように考えられて、「カイ」の部分が要部になると認定された結果、両商標が類似すると判断されたものと思われます。

しかしながら、審決では、「日本語スクール」の文字部分は「日本語に関する学校」ほどの意味合いを暗に認識させるにすぎず、本願商標に接する需要者は、本願商標をあくまで一体不可分のものと認識、理解するとみるのが相当であるとして、本願商標「**カイ日本語スクール**」は、引用各商標「**K A I**」とは非類似であると判断されました。

審決のタイプとしては、以前にご紹介した「**毎日塾**」と「**毎日**」が非類似とされた事件（**不服 2024-003624**）に近いと言えるかもしれません。

なお、インターネットで「カイ日本語スクール」を検索すると、「**KAI Japanese Language School**」の表記が散見され、こちらの「カイ」も「**K A I**」であることが窺われます。このような表記で使用した場合に、引用各商標との関係で、本当に安全・安心な使用を確保できると言えるのかは正直疑問です。もっとも、当該スクールは1987年設立と40年近くの歴史があるようですので、サービスマーク登録制度導入時の継続的使用権が認められる余地もありそうです。

（弁理士 永露 祥生）

< 2024年12月16日 >